

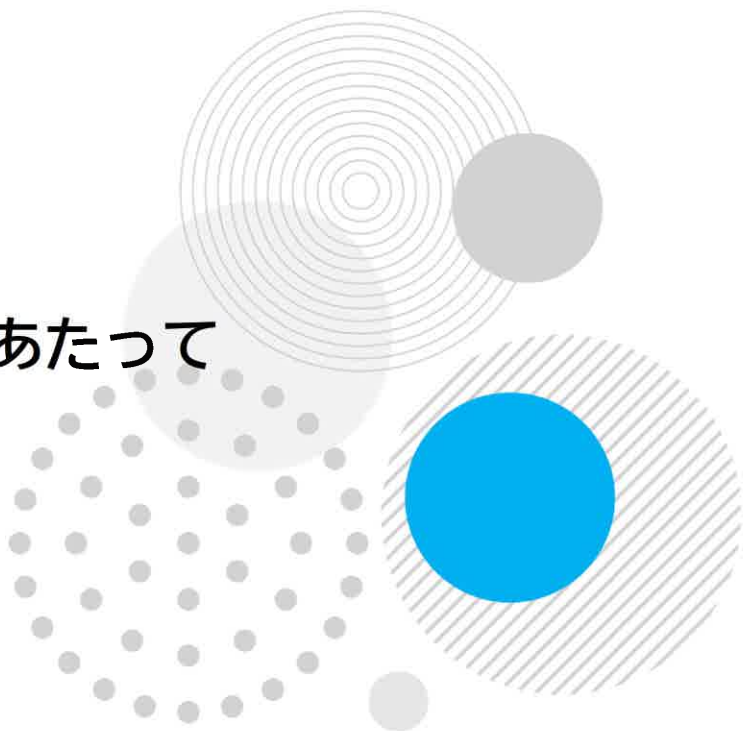
（仮称）芦屋市総合福祉計画 骨子・素案

令和8年（2026年）
芦屋市

目次

目次	2
第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画統合の方針と統合化の戦略	2
3 計画の位置づけ	4
4 計画期間	6
第2章 芦屋市の福祉を取り巻く現状と課題	7
1 統計データからみる現状と課題	8
2 国の動向	10
3 各分野における前計画の総括	10
4 各調査結果等からみる現状と課題	11
第3章 計画の理念と推進方針	18
1 基本理念	19
2 推進体制	19
3 進捗管理	19
4 施策体系	20
第4章 施策の展開	21
目標1 権利擁護の推進	22
目標2 包括的相談支援体制の構築	24
目標3 地域で暮らす環境づくり	26
目標4 福祉人材の育成と事業者支援	28
目標5 誰もが支え合い安心して暮らせる地域づくり	30
目標6 社会参加と活躍を支える環境づくり	32
コア・プロジェクト	34
1 コア・プロジェクトの位置づけ	34
2 コア・プロジェクトを通じて目指す効果	34
3 コア・プロジェクトの選定理由	34
1 権利擁護	34
2 世帯丸ごと支援	35
3 社会参加・地域づくり	35
認知症施策推進基本計画	37
1 基本的な方向性	37
2 基本施策	37
第5章 別冊	38
資料編	39

第1章 計画策定にあたって



1 計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化の進行や世帯規模の縮小、地域のつながりの希薄化などを背景に、市民の暮らしを取り巻く課題は複雑化・複合化しています。障がい、高齢、生活困窮、孤独・孤立、家族や介護者の負担、住まい、権利擁護、災害への備えなどの課題は、必ずしも一つの分野の制度やサービスだけで解決できるものではなく、一人ひとりの生活の中で重なり合って現れることが多くなっています。

また、障がいのある人や認知症の人、頼れる身寄りのない人、家族や介護者が孤立している世帯、複数の生活課題を抱える世帯など、支援を必要とする人や世帯の状況は多様化しています。しかし、そうした人々や世帯に寄り添い、支援を行う福祉の担い手は減少しています。こうした課題に対応していくためには、地域福祉、障がい福祉、高齢福祉の各分野がそれぞれの取組を充実させるだけでなく、分野を超えて課題を共有し、関係機関や地域の多様な主体が連携しながら支援を進めることが求められます。

これまで本市では、地域福祉、障がい福祉、高齢福祉の各分野の計画に基づき、相談支援、権利擁護、地域生活支援、社会参加、地域づくり、介護予防、福祉サービスの充実など、さまざまな施策に取り組んできました。一方で、重層的支援体制整備事業の推進や権利擁護支援の充実、担い手・福祉人材の確保、災害時の避難行動要支援者への支援、孤独・孤立への対応など、分野を超えて取り組むべき課題の重要性は一層増しています。

このような背景を踏まえ、地域福祉、障がい福祉、高齢福祉の各分野における取組を総合的に再構築するとともに、芦屋市全体として目指す福祉の方向性を改めて示す（仮称）芦屋市総合福祉計画を策定します。また、それぞれの分野の法定計画として必要な事項を包含することに加えて、分野横断で対応すべき課題や施策を可視化し、取組の連携による相乗効果の向上を図ります。

本計画を通じて、市民、地域団体、福祉事業者、企業、関係機関、行政といった多様な主体が共通の目標を持ち、より豊かな暮らしができるまちづくりをともに進めることで、「誰もが住み慣れた地域で孤立せず、その人らしく安心して暮らし続けられる」芦屋市版地域共生社会の実現を目指します。

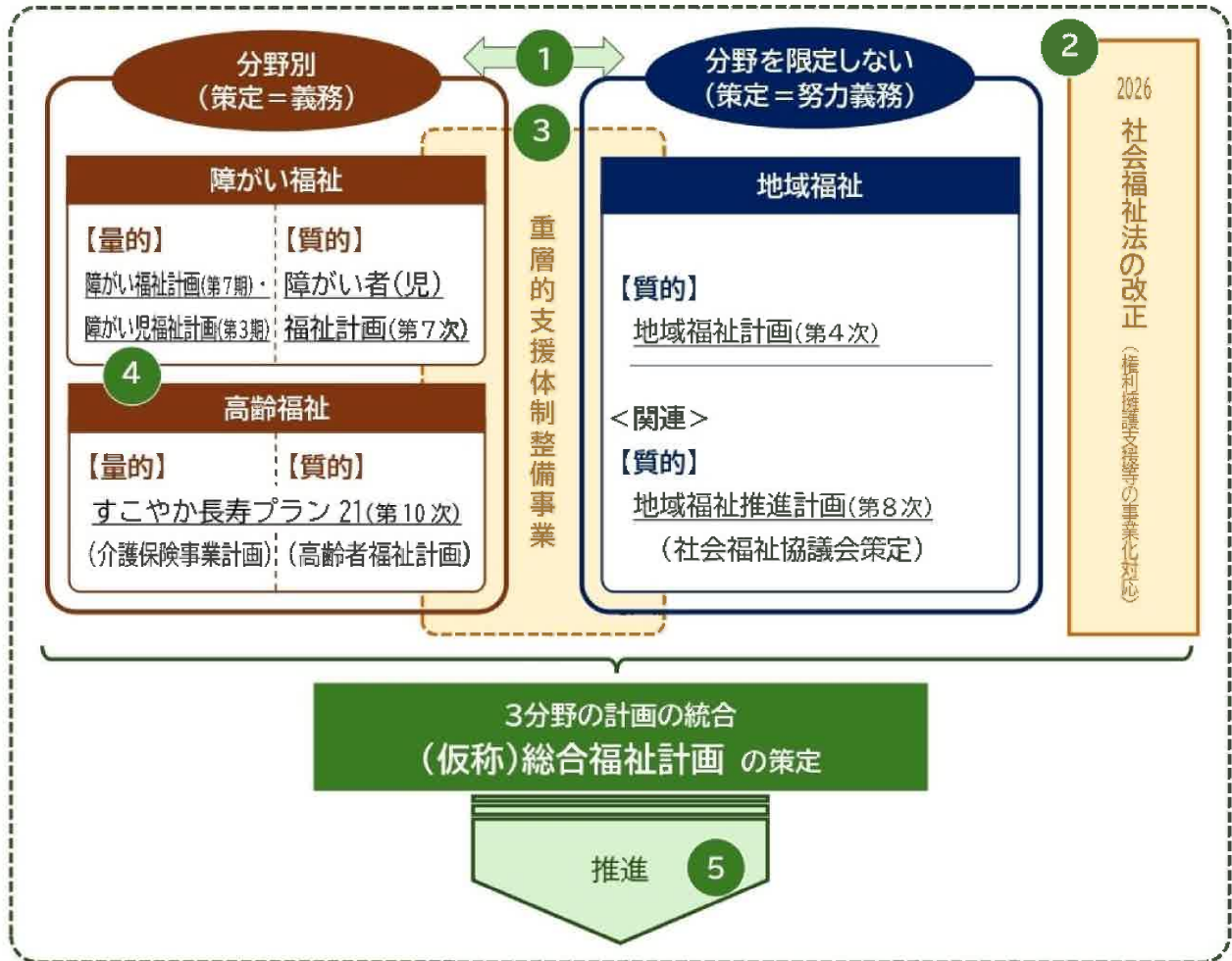
イラスト・写真等

2 計画統合の方針と統合化の戦略

地域福祉・障がい福祉・高齢福祉に関する計画を統合するにあたり、共通して取り組むべき課題や分野間で重なる領域が拡大する中、各分野それぞれが培ってきた強みを生かしつつ、分野を問わない支援や多機関の連携を進めることで相乗効果を発揮しながら、芦屋市全体として一体的・効果的な福祉施策の展開を目指します。

そして、3つの分野が一体となった共通の取組や課題への対応、協働による重層的な支援の推進、各分野での必要なサービス量の確保、計画の一体的な評価を計画統合化の戦略に据えて取り組むことで、本計画の推進力につなげます。

●計画統合化の戦略



計画統合化の戦略

統合化の戦略を展開する6つの領域と評価

1 共通の取組や課題への対応を3分野が一体となって効果的に推進

2 協働による権利擁護支援等の実施

3 参加支援・地域づくりによる支え合いの基盤を重視し、庁内連携や多機関の協働など、重層的な支援等を推進

4 各分野別の必要なサービス量の確保

5 戦略的視点を踏まえた計画の一体的評価

地域の人とのつながりを大切にしながら、本人の意思を尊重し、権利が守られ、社会参加できる共生の地域社会づくりを目指す。

(1)権利擁護支援 (2)社会参加の推進 (3)地域づくり

制度の狭間問題等への対応を図るため、制度・サービスの質向上や支援者・家族・地域への支援、関係者の協働が進む体制構築を図る。

(4)制度等を担う支援者支援・協働体制の整備
(5)家族・地域(非制度の担い手)の支援体制

高齢・障がいの両分野におけるサービス整備などフォーマルな支援の充実を目指す。

(6)サービス整備等に関する施策の充実

計画の実効性向上と柔軟な改善を図る
進行管理・評価の協働の場を整える。

<戦略志向の計画の評価と改善>

3 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である芦屋市総合計画や他分野の関連計画との整合を図るとともに、地域福祉推進の中心となる社会福祉協議会が策定する地域福祉推進計画とも連動しながら、多様な主体との協働により、取組を推進するものです。

計画本編では、これまで地域福祉計画や障がい者（児）福祉計画、高齢者福祉計画等で整理されてきた、現状や課題、計画の理念、推進方針、目標や主な取組等を整理します。一方、障がい福祉計画・障がい児福祉計画と介護保険事業計画は別冊として扱い、各サービスの見込量、成果目標、提供体制、給付等に関する事項を整理します。

これにより、長期的な福祉施策の方向性と、3年ごとに見直すサービス提供体制の双方を連動させながら施策を推進します。

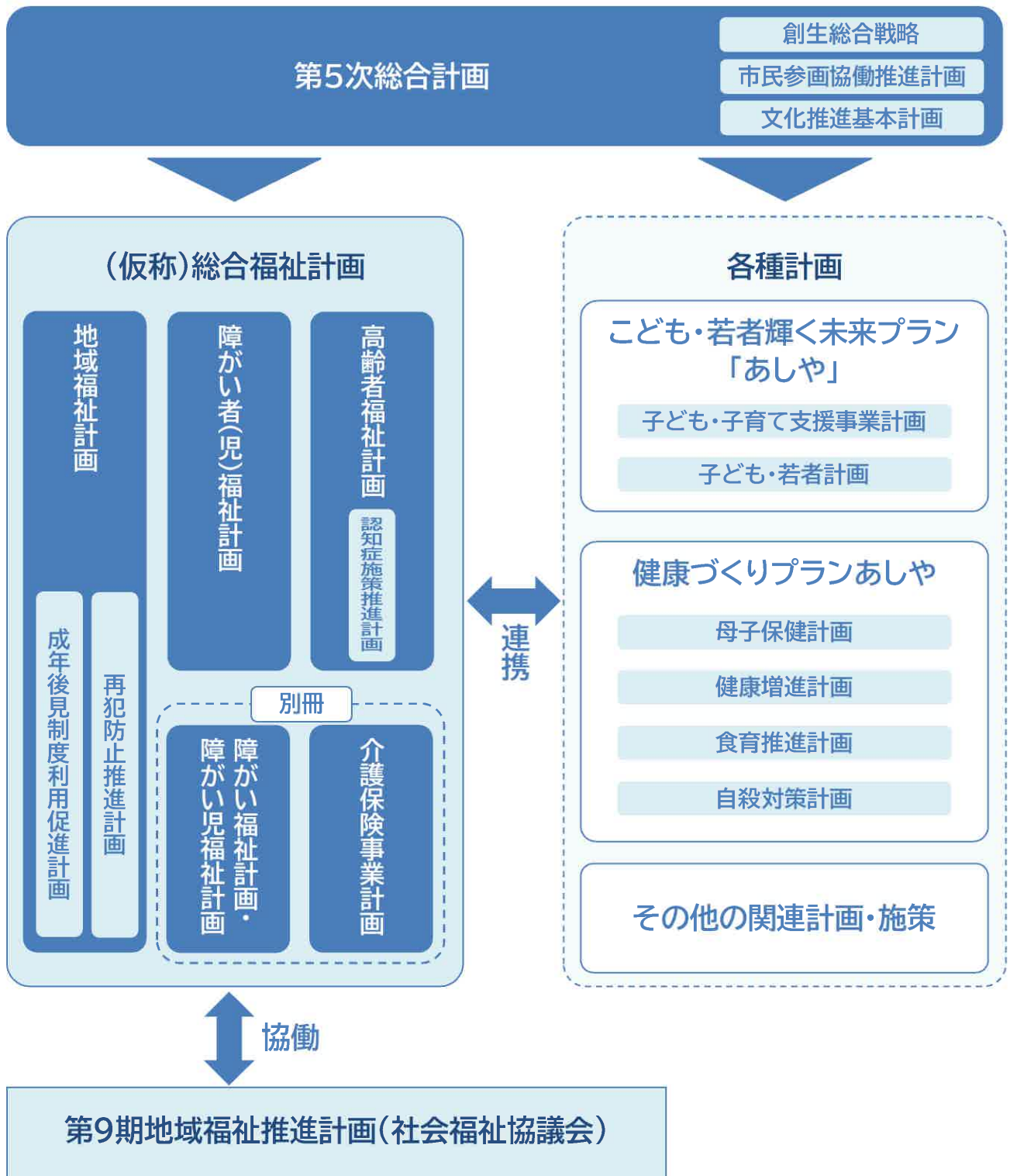
●（仮称）総合福祉計画が包含する各計画の位置づけ

区分	法的根拠・本計画における位置づけ
地域福祉計画	社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画として、地域福祉の推進に関する事項を定める。地域における福祉サービスの適切な利用、社会福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉活動への住民参加の促進、包括的な支援体制の整備等に関する取組を位置づける。
成年後見制度利用促進計画	成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく市町村における成年後見制度利用促進に関する計画。本人の意思決定支援、成年後見制度の利用促進、地域連携ネットワークの構築、権利擁護支援センター機能等に関する取組を位置づける。
再犯防止推進計画	再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく地方再犯防止推進計画。犯罪をした人等が社会復帰する際に地域で孤立することなく生活を再建できるよう、関係機関・団体との連携、福祉的支援、啓発等に関する取組を位置づける。
障がい者（児）福祉計画	障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画として、障がいのある人のための施策に関する基本的な方向性を整理。障がいのある人の地域生活、社会参加、相談支援、就労、権利擁護、差別解消、障がい理解の促進等に関する取組を位置づける。
高齢者福祉計画	老人福祉法第20条の8に基づく市町村老人福祉計画として、すべての高齢者を対象とした高齢者福祉施策を整理。本市では、老人福祉計画を高齢者福祉計画として、地域包括ケア、在宅生活支援、認知症施策、社会参加、生きがいづくり等に関する取組を位置づける。
認知症施策推進計画（新規）	共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条に基づく市町村認知症施策推進計画。認知症の人の意思決定支援と権利擁護、社会参加、相談体制、早期発見・早期対応、本人・家族への支援、地域における理解促進等に関する取組を位置づける。

（別冊）

障がい福祉計画・障がい児福祉計画	障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画として、一体的に策定。障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障がい児通所支援等の提供体制や見込量、成果目標等を整理。
介護保険事業計画	介護保険法第117条に基づく市町村介護保険事業計画として、介護サービス見込量、介護保険料、介護給付等対象サービスの提供体制等を整理。高齢者福祉計画と整合を図りながら、介護保険制度の円滑な運営に必要な事項を定める。

●計画の関係図



4 計画期間

本計画の計画期間は、令和 9 年度（2027 年度）から令和 14 年度（2032 年度）までの 6 年間とします。

ただし、別冊として整理する障がい福祉計画・障がい児福祉計画及び介護保険事業計画については、3 年を 1 期としてサービス見込量や数値目標等を定めることが法定されているため、令和 9 年度（2027 年度）から令和 11 年度（2029 年度）、令和 12 年度（2030 年度）から令和 14 年度（2032 年度）の 3 年間ごとに見直し・改訂を行います。

また、社会情勢や制度改正、各分野の施策の進捗状況等を踏まえ、計画期間の中間年にあたる令和 11 年度（2029 年度）を目途に、必要に応じて本計画の一部見直しを行います。

●計画の期間

	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)	令和 13 年度 (2031 年度)	令和 14 年度 (2032 年度)	令和 15 年度 (2033 年度)	令和 16 年度 (2034 年度)	令和 17 年度 (2035 年度)
総合計画	第 5 次計画				第 6 次計画				
(仮称) 総合福祉計画	第 1 次計画						第 2 次計画		
障がい福祉計画 障がい児福祉計画	第 8 期計画・第 4 期計画			第 9 期計画・第 5 期計画			第 10 期計画・第 6 期計画		
介護保険事業計画	第 10 期計画			第 11 期計画			第 12 期計画		
こども・若者輝く 未来プラン 「あしや」	→			→					
健康づくりプラン あしや	→			→					

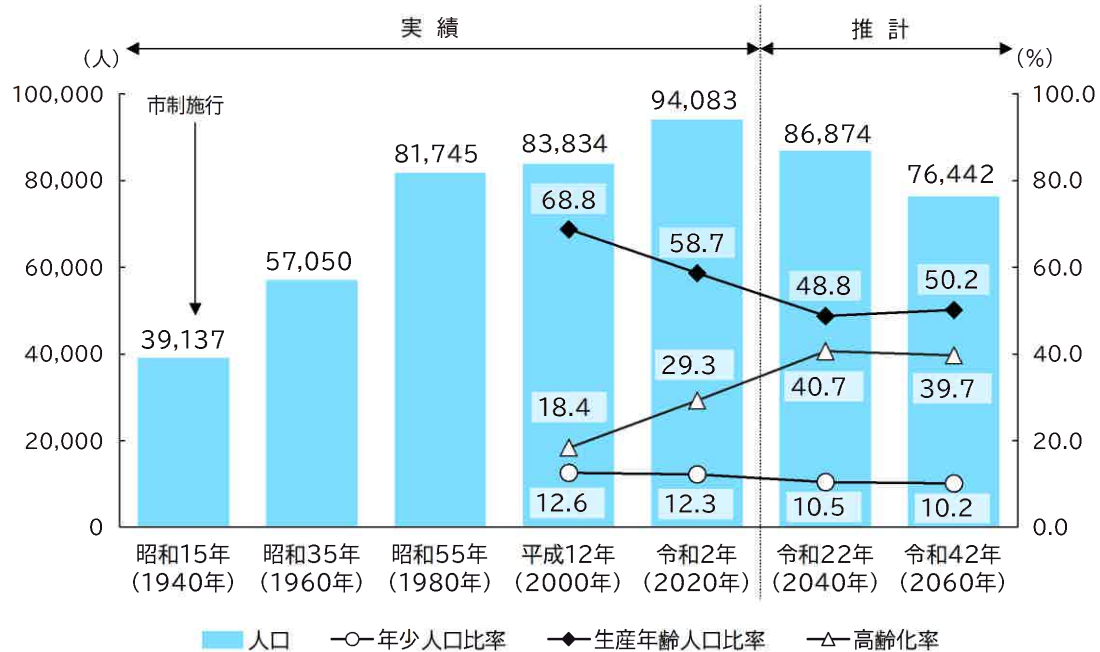
第2章 芦屋市の福祉を取り巻く現状と課題



1 統計データからみる現状と課題

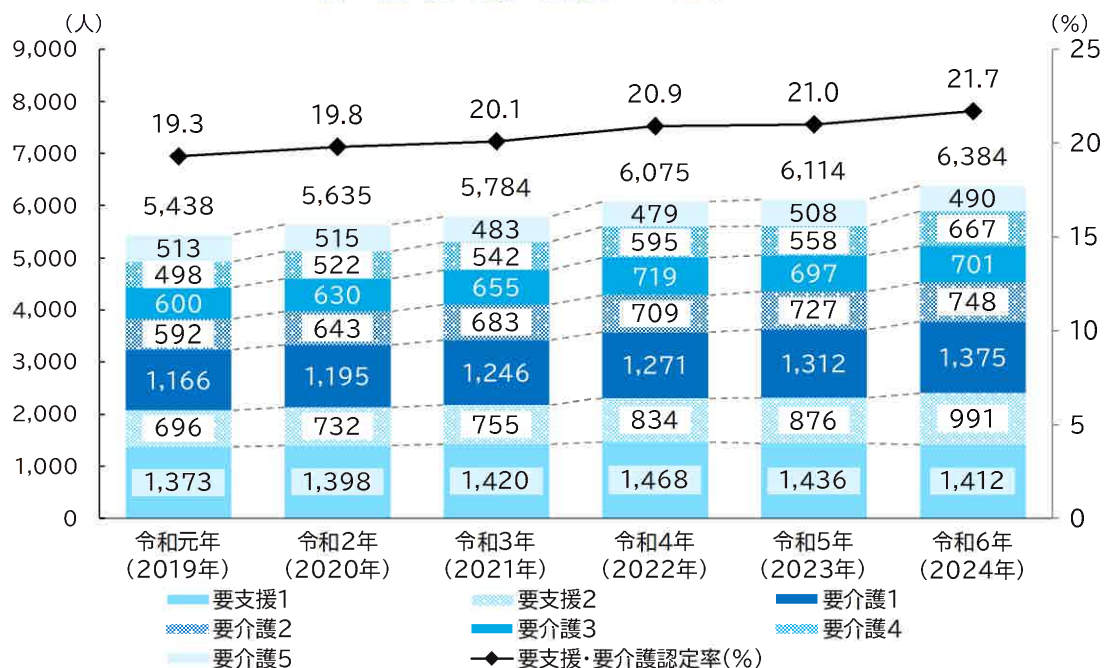
芦屋市の人口は、平成27年（2015年）の95,350人をピークに、今後は減少傾向で推移することが見込まれています。年齢構成をみると、年少人口比率と生産年齢人口比率は低下傾向にある一方、高齢化率は当面の間、上昇が続く見込みです。

●人口の推移と推計

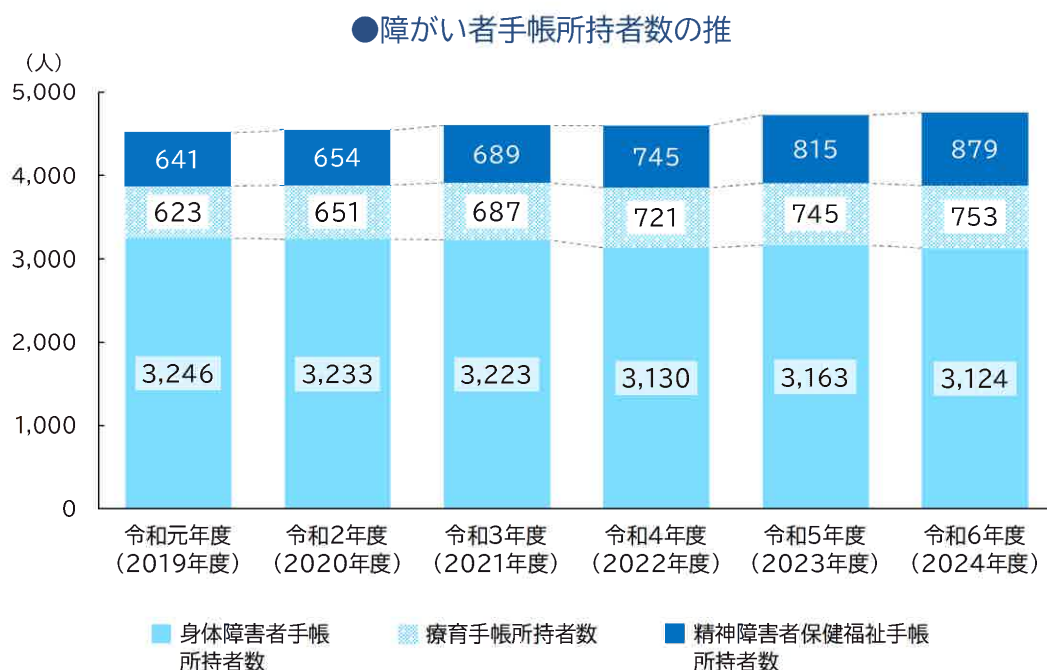


要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、認定率も上昇しています。今後、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、介護予防、認知症の人への支援、在宅生活支援に加え、家族介護者支援や地域での見守り、相談支援との連携が必要です。

●要支援・要介護認定者数・認定率の推移

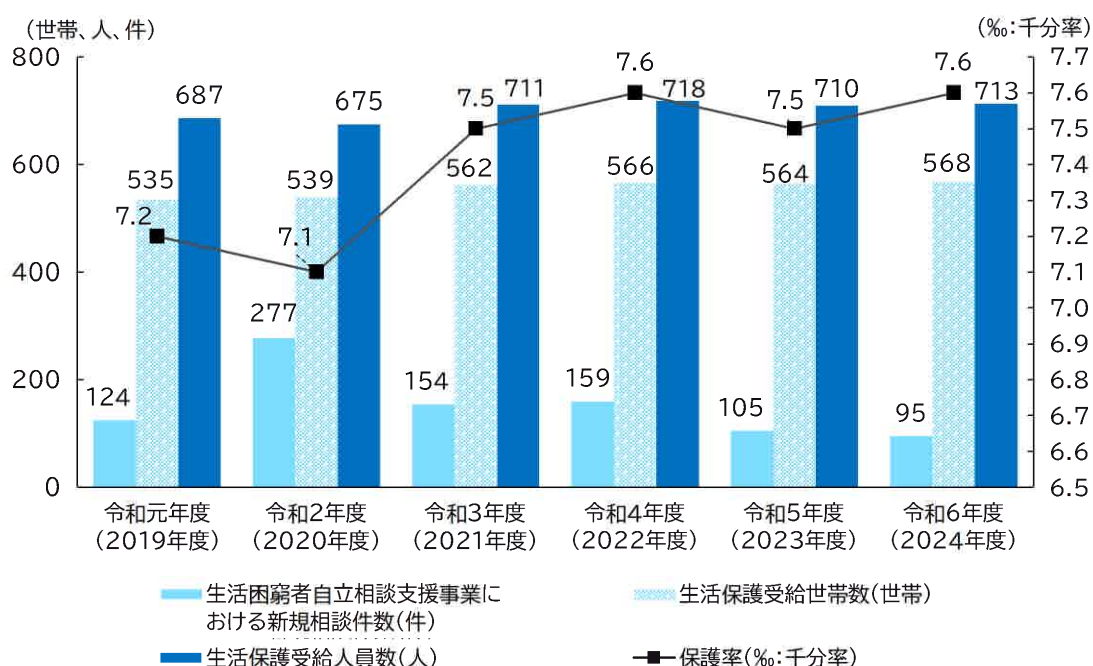


障がいのある人の状況をみると、身体障害者手帳所持者数はおおむね横ばいで推移している一方、療育手帳所持者数や精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。障がいの特性やライフステージに応じた相談支援、地域生活支援、就労・社会参加支援、意思疎通支援などを、関係機関が連携しながら進めることが求められます。



生活困窮者自立相談支援事業における新規相談件数は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた時期に増加した後、近年は減少しています。一方、生活保護受給世帯数・人員数・保護率は、年度による変動はあるものの、5年前より増加しています。生活課題が複雑化・複合化する中で、早期相談、世帯全体への支援、多機関連携による包括的な支援体制の充実が必要です。

●生活困窮者自立相談支援事業における新規相談件数・生活保護受給世帯数等の推移



2 国の動向

近年、国においては、地域共生社会の実現に向けて、分野を問わない包括的な相談支援や多機関連携、社会参加、地域づくりを推進する重層的支援体制の整備が進められています。また、認知症施策、権利擁護、孤独・孤立対策、居住支援、障がいのある人の情報取得・意思疎通支援、福祉人材の確保など、地域福祉・障がい福祉・高齢福祉に共通する課題への対応も強化されています。

本計画では、こうした国の制度・施策の動向を踏まえ、各分野の取組を一体的に整理し、分野を超えた連携により、地域で安心して暮らし続けられる支援体制づくりを進めます。

●近年の関連する法制度・計画等の主な動き

年	法制度・計画等
令和3年(2021年)4月	社会福祉法改正による重層的支援体制整備事業の創設
令和4年(2022年)3月	第二期成年後見制度利用促進基本計画
5月	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法施行
令和5年(2023年)4月	こども基本法施行・こども家庭庁設置
令和6年(2024年)1月	共生社会の実現を推進するための認知症基本法施行
4月	孤独・孤立対策推進法施行 障害者総合支援法等の改正施行
12月	認知症施策推進基本計画策定
令和7年(2025年)4月	生活困窮者自立支援法等の改正施行
6月	手話に関する施策の推進に関する法律施行
10月	改正住宅セーフティネット法施行 新たな障がい福祉サービスとして就労選択支援の開始
令和8年(2026年)6月	改正民法の成立(成年後見制度の終身利用を見直し) 社会福祉法改正(地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充など)

3 各分野における前計画の総括

本市ではこれまで、地域福祉（地域福祉計画）、障がい福祉（障がい者（児）福祉計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画）、高齢福祉（高齢者福祉計画及び介護保険事業計画）の各分野において、それぞれの計画に基づき、相談支援、権利擁護、地域生活支援、社会参加、地域づくり、介護予防、福祉サービスの提供体制の確保など、幅広い取組を進めてきました。

分野	前期計画の総括
地域福祉	重層的支援体制整備事業の推進を中心に、総合相談窓口による困りごとに寄り添う相談支援の実施や総合相談連絡会、多機関協働支援会議などを通じた、複合的な課題や制度の狭間の課題などの解決に向けた関係機関の連携強化に取り組みました。また、権利擁護支援センターを中心とした権利擁護支援、保健福祉センターを活用した地域づくり、居場所づくり、就労体験、地域支え合い推進員による地域活動支援、地域活動ネットワークの検討など、参加支援、地域づくりを意識した取組を進めてきました。 一方で、相談窓口や制度を知らない市民への周知、自ら助けを求められない対象者や潜在的な支援ニーズを抱える対象者への対応、地域活動者の広がり、地域住民と専門職が協働する場づくりや地域活動のネットワークづくりのあり方などが課題となっています。
障がい福祉	障がい者相談支援事業や障がい者基幹相談支援センター等を通じた相談支援体制の充実、障がい福祉サービスの提供、障がいのあるこどもへの支援、障がいのある人への就労支援、障がい理解や合理的配慮の啓発(合理的配慮提供支援助成事業、みんなにやさしいお店登録事業)などを進めてきました。 一方で、在宅支援、家族介護者のレスパイト、就労支援等のニーズの高まりに伴う安定的な相談支援体制や地域生活を支えるサービス提供体制の確保、障がいのある人やその家族等の高齢化など他分野と複合化する状況への対応、親亡き後も見据えた障がいのある人の将来の備えへの支援強化、地域のつながりが希薄化するなかでの支援や支え合いなどが課題となっています。
高齢福祉	高齢者生活支援センターの体制整備、相談支援窓口の周知、重層的支援体制整備事業との連携、在宅医療・介護連携、認知症施策、介護予防、地域での見守り、社会参加・生きがいづくり、緊急・災害時の支援などに取り組んできました。高齢者生活支援センターの増設(打出浜圏域)や認知症相談体制の整備、認知症サポーター養成、見守り・SOS ネットワーク、地域支え合いの取組などを通じて、地域で高齢者を支える仕組みづくりを進めています。 一方で、高齢者人口の増加や相談内容の複雑化により、高齢者生活支援センターをはじめとする相談支援機関やケアマネジャー等には、より多様な生活課題への対応が求められており、支援体制の持続可能性、アウトリーチ支援、介護人材の確保、家族介護者への支援、地域活動の継続支援などが課題となっています。

各分野において相談支援や福祉サービスの提供、地域生活を支える取組を進めてきましたが、支援を必要とする人や世帯の課題は複雑化・複合化している場合もあり、制度ごとの対応だけでは十分に支えることが難しいケースもみられます。今後は、各分野の取組を継続・充実させるとともに、権利擁護、包括的相談支援、地域生活支援、福祉人材・事業者支援、地域づくり、社会参加を分野横断で整理し、市民、地域団体、関係機関、福祉事業者、行政等が連携しながら、本計画に基づき、一体的に取組を進めていく必要があります。

4 各調査結果等からみる現状と課題

本計画の策定にあたっては、さまざまなアンケート調査や市民参加型ワークショップ（市民会議）等を各分野において実施し、市民の地域との関わりや支援ニーズ、関係機関・事業所が抱える課題の把握に努めました。次頁よりその結果を抜粋し、福祉の総合的な課題として3つに整理しています。

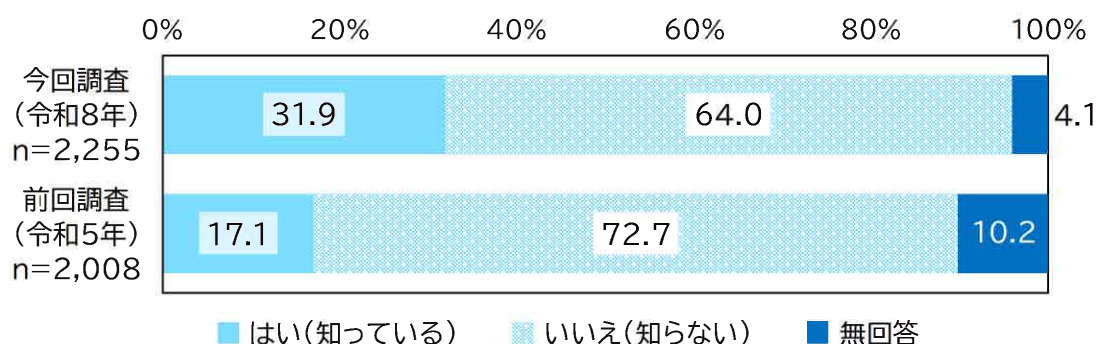
課題① 必要な支援や制度につながりにくい

障がいのある人や認知症の人、判断や手続きに支援が必要な人を含むすべての市民が、地域で安心して暮らし続けるためには、本人の思いや希望を大切にしながら、必要な支援につなげることが重要です。市民会議では、さまざまな立場の人の孤立の状況や、相談窓口の分かりにくさ、そして必要な情報が届きにくいことも課題として挙がっていました。

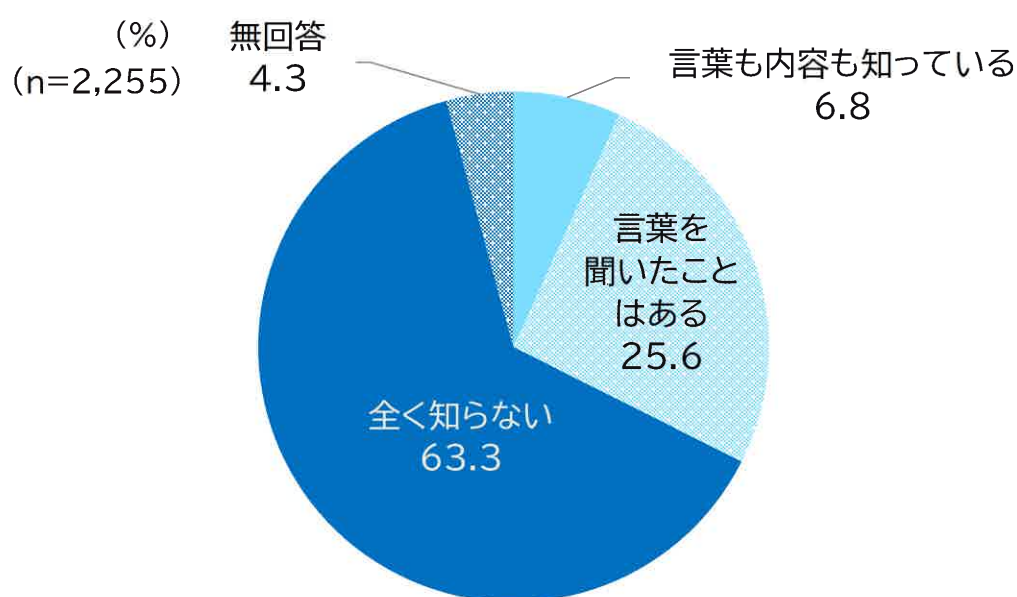
アンケート調査結果からは、認知症に関する相談窓口や「新しい認知症観（認知症になってからも、一人ひとりが個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方）」、成年後見制度、権利擁護支援センター、障がい者虐待防止センターなどの権利擁護に関する取組について、十分に知られていない状況がみられます。また、障がいのある人の中には、家族以外で頼れる人がいない人や、差別・偏見を受けた経験がある人もいます。

今後は、制度や相談窓口の周知、認知症や障がいへの理解促進、本人の意思を尊重した支援を進める必要があります。

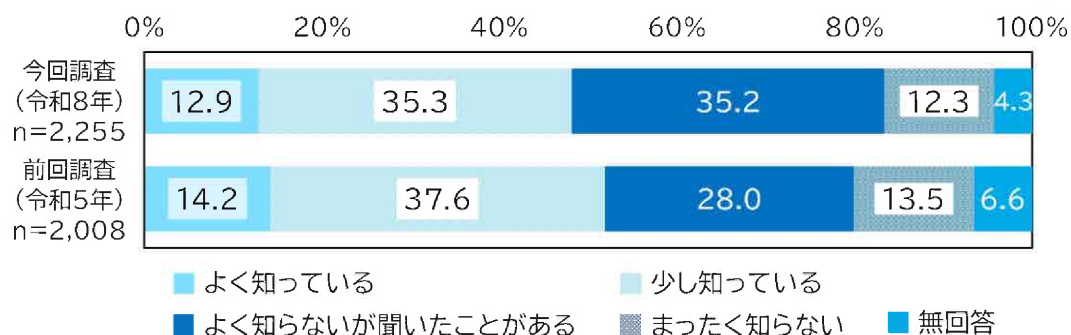
●認知症に関する相談窓口の認知度【高齢福祉】



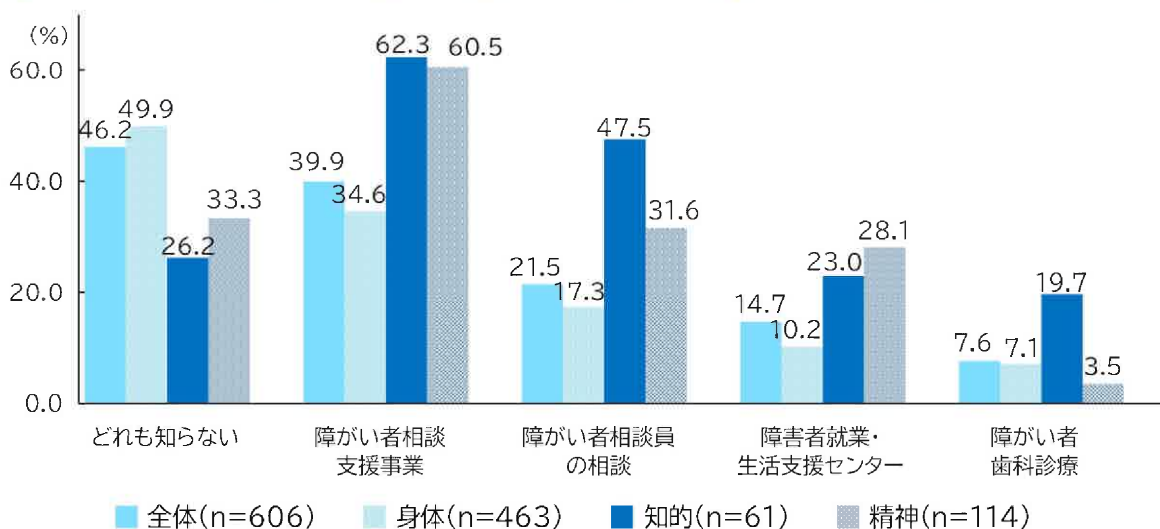
●新しい認知症観の認知度【高齢福祉】



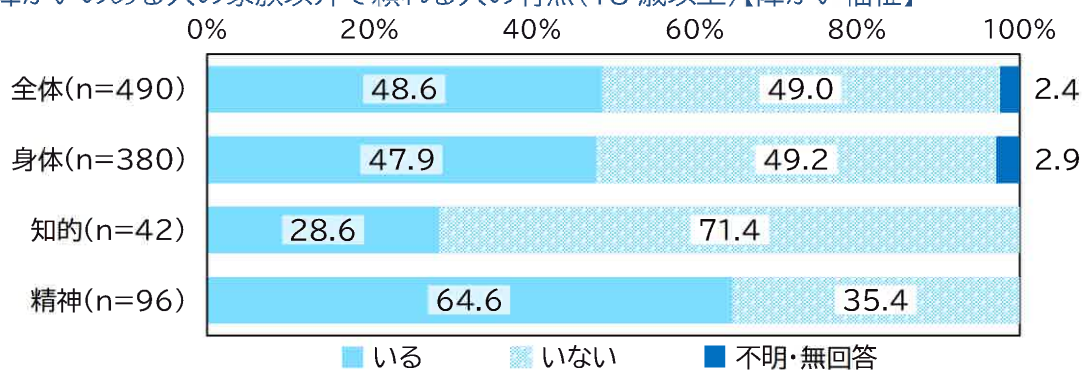
●成年後見制度の認知度【高齢福祉】



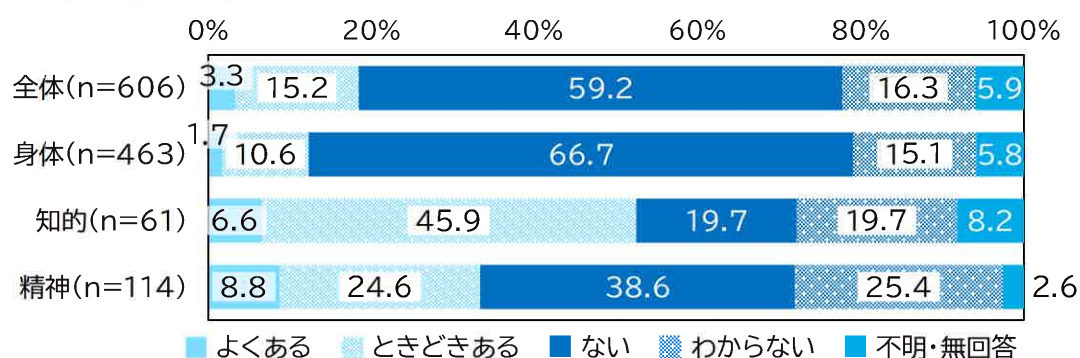
●障がいに関する相談窓口・機関・事業等の認知度(18歳以上・上位5項目)【障がい福祉】



●障がいのある人の家族以外で頼れる人の有無(18歳以上)【障がい福祉】



●差別・偏見を受けた経験(18歳以上)【障がい福祉】



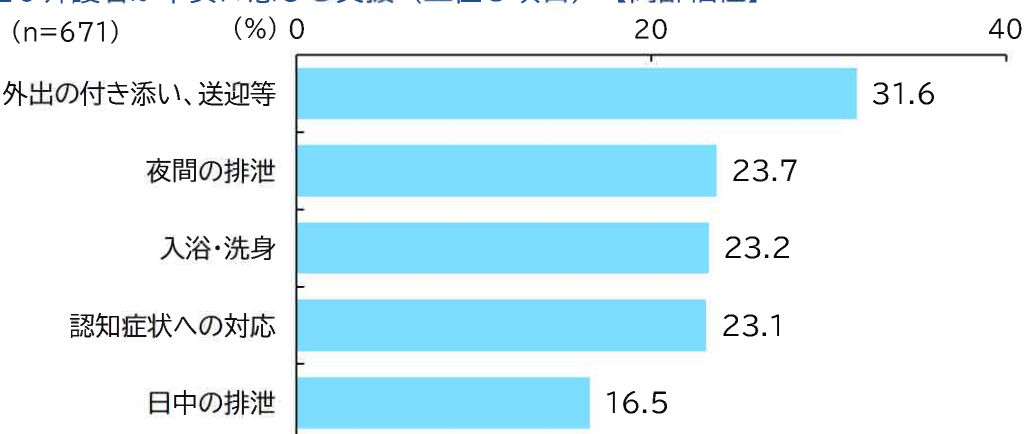
課題② 本人や家族だけでは抱えきれない困りごと

暮らしの困りごとは、一人だけの問題ではなく、他の家族や介護者など、同じ世帯の中で重なり合っている場合があります。このため、障がい、高齢、介護、生活への不安、住まいのことなど、複数の課題を抱える世帯に対しては、本人だけでなく世帯全体を見て、気づき、支えることが大切です。市民会議では、あいさつが少ない、気軽に声をかけにくいといった地域の雰囲気、助けを求める時の難しさにつながり、困りごとを抱える人が周りから見えにくくなっているという意見もみられました。

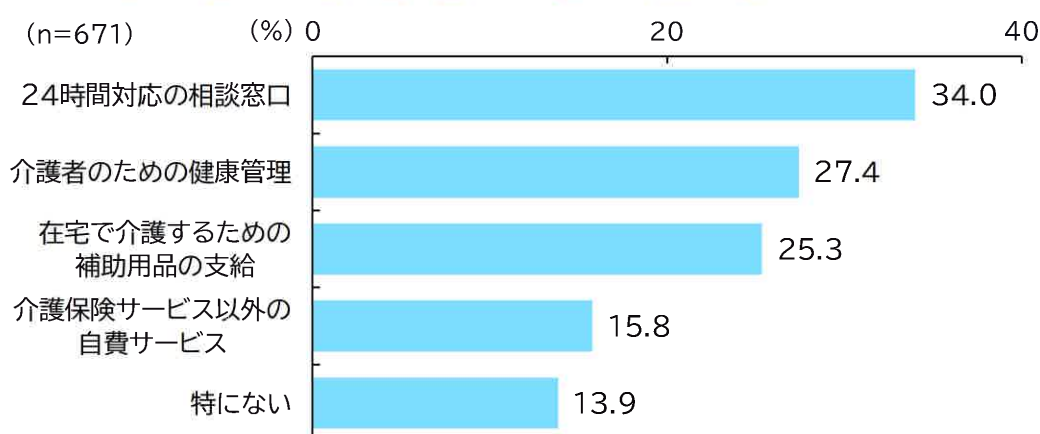
アンケート調査結果からは、介護が必要な人を支える家族や介護者は、家事、外出の付き添い、通院、手続きなど、日常生活のさまざまな場面で負担を抱えており、介護者に対する支援も重要であることがわかります。障がいのある人や障がいのあるこどものいる世帯においても、将来の生活や住まいのこと、介護者の健康に対する不安がみられます。

今後は、困りごとにいち早く気づくことができる仕組みや、早めに相談できる窓口づくり、世帯全体を受け止める相談支援、家族介護者や養護者への支援を進めることが重要です。さらに、これらの支援を担う福祉人材や事業者を支える取組もあわせて進めることが大切です。

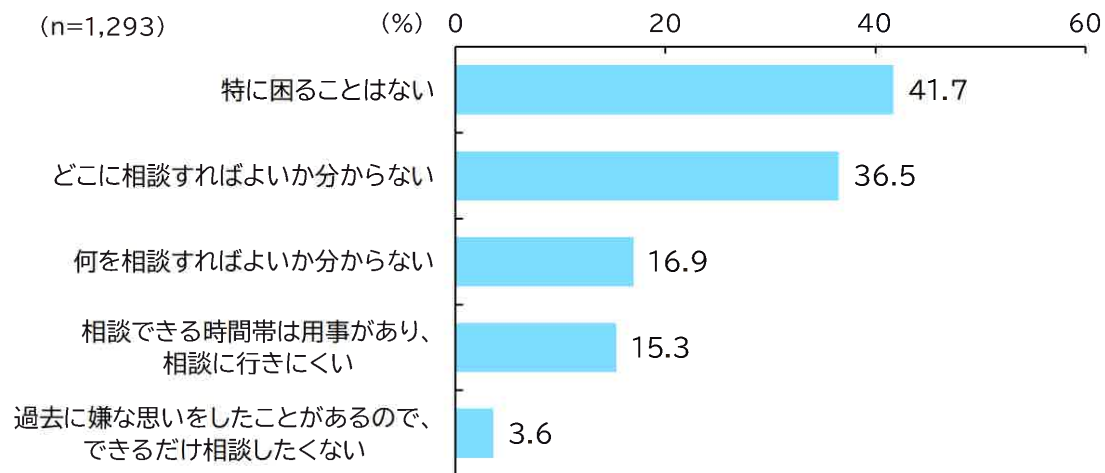
●主な介護者が不安に感じる支援（上位5項目）【高齢福祉】



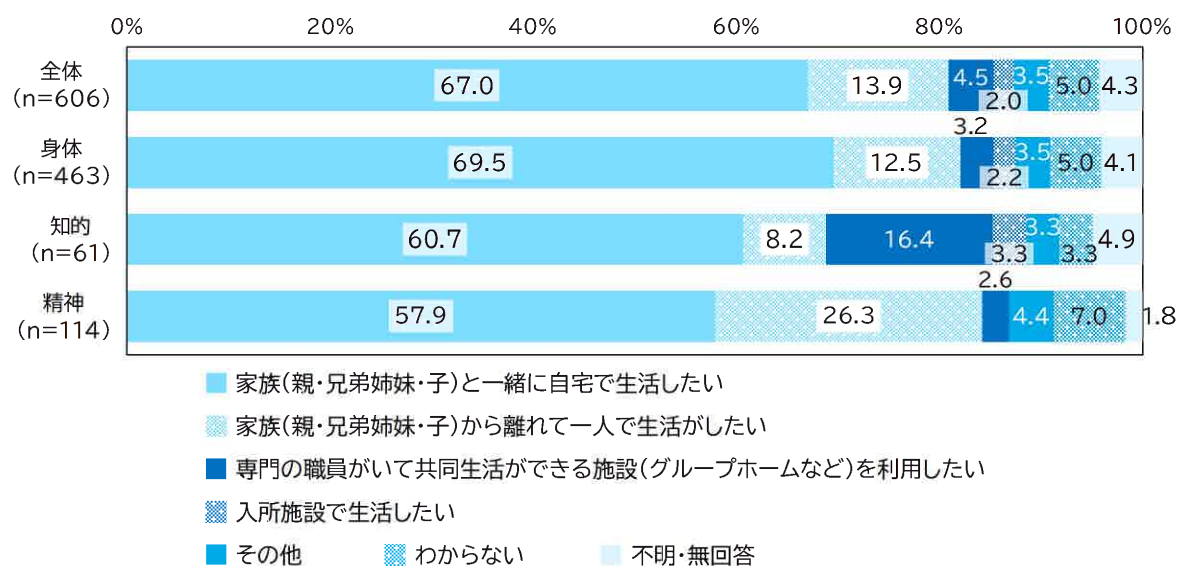
●主な介護者が必要と感じる支援（上位5項目）【高齢福祉】



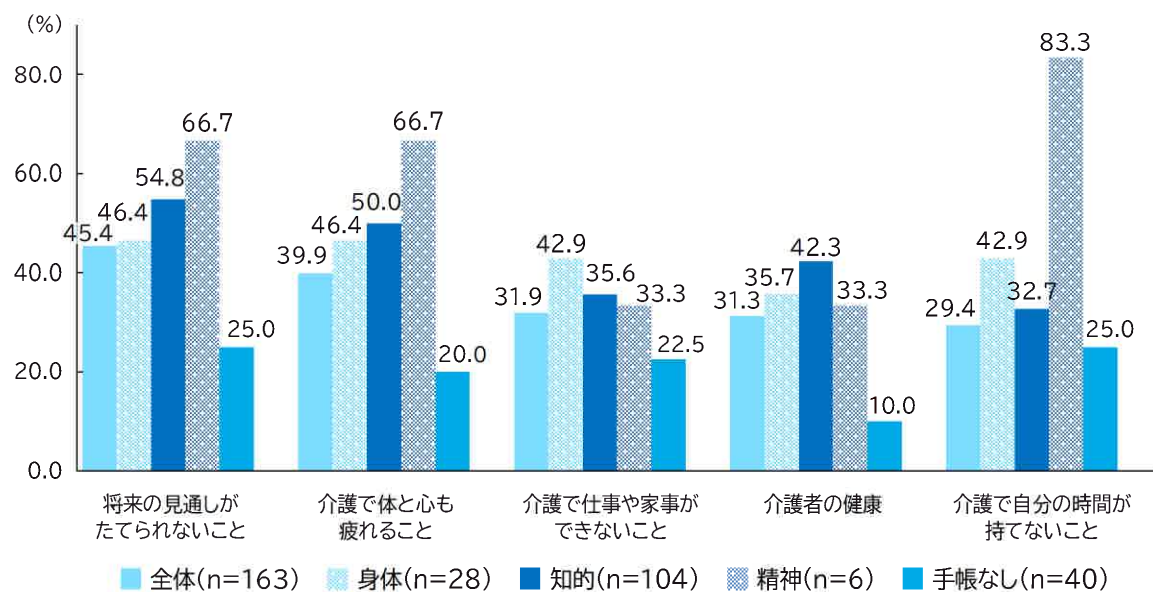
●相談するときに困ること（上位5項目）【地域福祉】



●将来生活してみたい場所(18歳以上)【障がい福祉】



●介護するうえで困っていること・不安なこと(18歳未満・上位5項目)【障がい福祉】



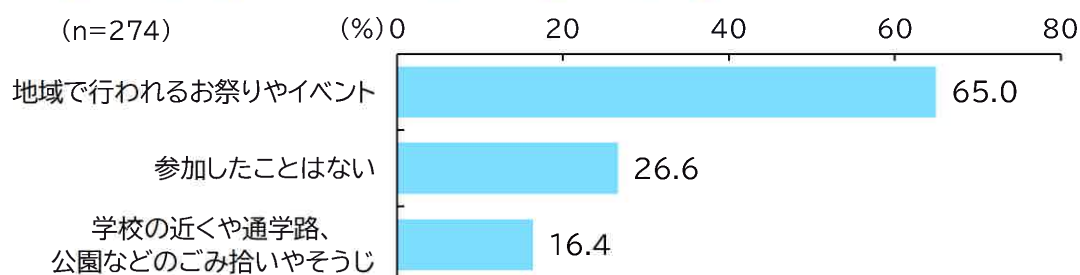
課題③ 地域とのつながりや参加のきっかけが少ない

誰もが地域の中で孤立せずに暮らしていくためには、年齢や障がいの有無にかかわらず、外出したり、人とつながったり、地域に参加できる環境づくりが大切です。市民会議では、地域には「芦屋愛」が強い人が多い一方で、地域とのつながりや近所づきあいには地域差や個人差があること、また、多世代が自然に交流できる場が少なく、場を用意するだけでなく「人をつなぐ仕組みや人」が必要だという声も挙がっていました。

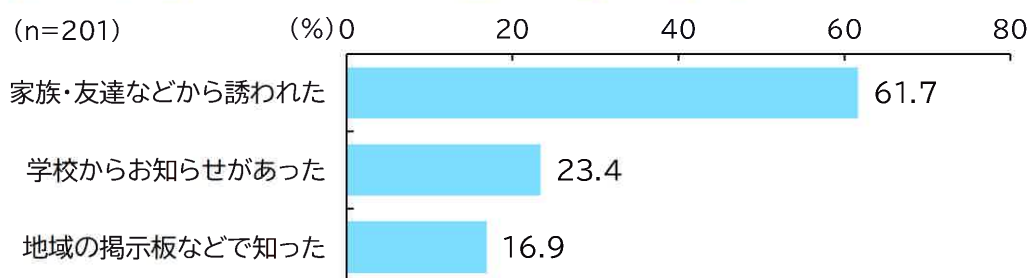
アンケート調査結果をみると、若い世代では地域のお祭りやイベントには参加しており、参加のきっかけは家族や友人からの誘いが中心となっています。高齢者においては年齢が上がるにつれて体の不調などから外出や地域活動への参加が難しくなり、閉じこもりの傾向が上昇し、障がいのある人についても、外出時の不安を抱えている人や、家族以外に頼れる人がいない人もいます。

今後は、誰もが気軽に参加できる場や居場所づくり、参加を促す情報発信、移動や外出への支援、地域活動を支える環境づくりを進めることが必要です。また、障がいのある人や高齢者が、支援を受けるだけでなく、地域の中で役割を持ったり、つながりを広げられたりできるような取組も大切です。

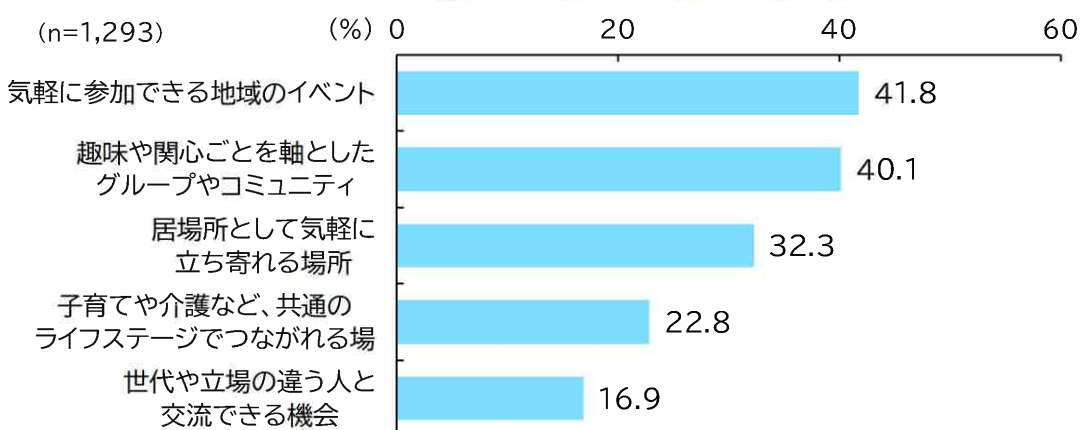
●若者の地域活動への参加状況(上位3項目)【地域福祉】



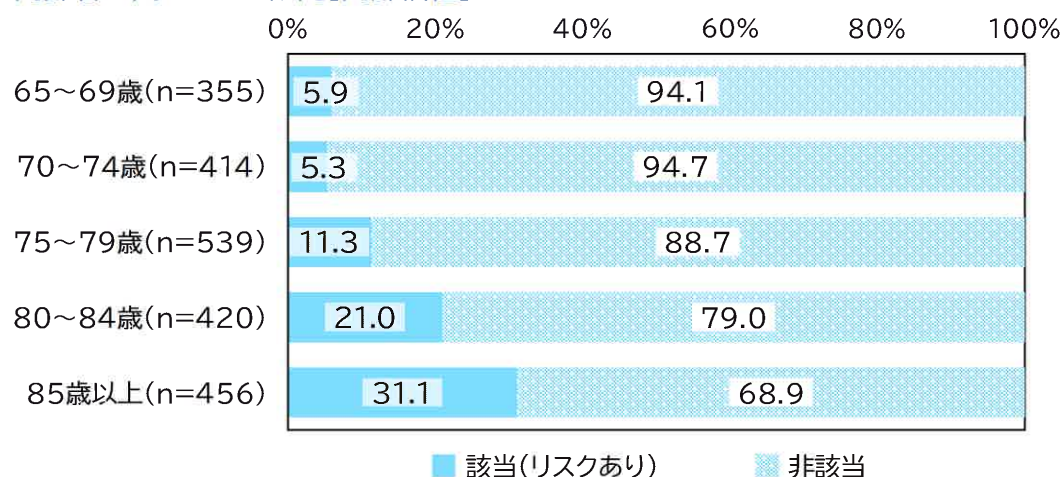
●若者の地域活動への参加のきっかけ(上位3項目)【地域福祉】



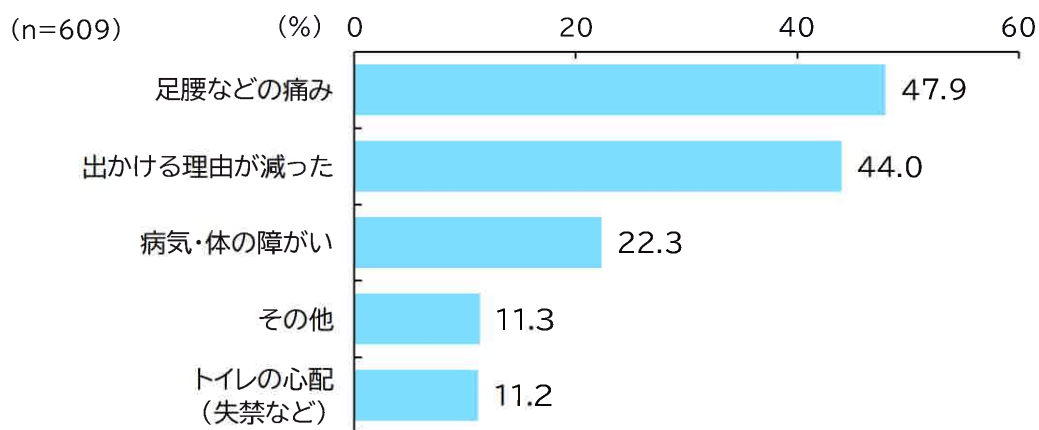
●人のつながりを増やすために必要なこと(上位5項目)【地域福祉】



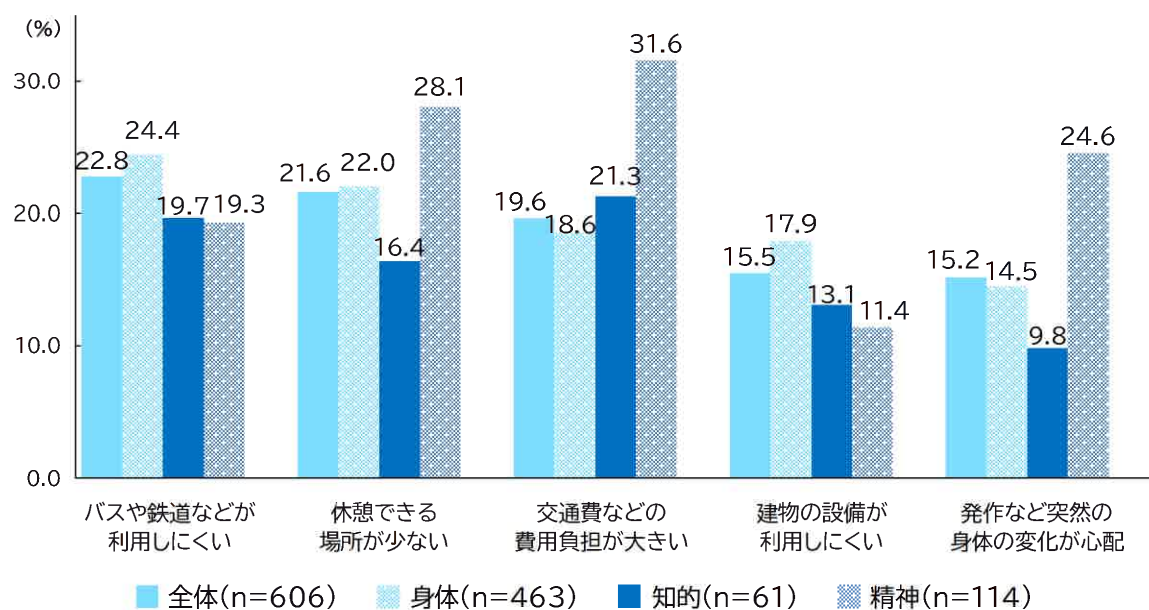
●高齢者の閉じこもり傾向【高齢福祉】



●外出が減った理由（上位5項目）【高齢福祉】



●外出時に困ること（18歳以上・上位5項目）【障がい福祉】



第3章 計画の理念と推進方針



1 基本理念

つながる地域 ひろがる安心 かなえる自分らしさ

- ・ 市民、地域団体、福祉事業者、企業、関係機関、行政等が、分野や立場を超えてつながり、支え合う地域
- ・ 誰ひとり、どの家庭も取り残されることなく、相談、見守り、サービス、住まい、防災などの切れ目のない支援で、安心して暮らし続けられるまち
- ・ 年齢、障がいの有無、生活状況等にかかわらず、本人の意思や希望が尊重され、それぞれが役割を持って暮らすことができる自分らしい生活

これらを実現することを本計画の基本理念として定めます。

2 推進体制

本計画は、地域福祉、障がい福祉、高齢福祉に関する取組を一体的に推進する計画であり、福祉以外の分野とも連動して進める必要があることから、幅広い分野が、相互に連携して進めることが必要になります。庁内連携はもとより、市民や地域団体、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉事業者、こども・医療・介護・障がい福祉等の関係機関、教育・防災・住まい等の関連分野の主体とも連携しながら、地域共生社会の実現に向け、施策を展開していきます。

また、本計画では関係機関や庁内関係課が共通の方向性を持って取り組むための中核的なプロジェクトを定め、その実践を通じて得られた成果や課題を各施策にも波及させることで計画全体の実効力を高めます。

3 進捗管理

計画の進捗管理は、PDCA サイクルの考え方を基本に取組の実施状況や主な成果、課題等を整理したうえで、必要に応じて各附属機関等で報告・点検を行い、施策の推進につなげます。

なお、計画期間中は、社会情勢や制度改正、市民ニーズの変化などを踏まえながら、施策の方向性や取組内容を確認しつつ、中間年度には必要に応じて計画内容を一部見直します。また、最終年度には計画全体の総括評価を行い、次期計画の策定につなげます。

図化等表現・内容は今後検討

4 施策体系

本計画は、基本理念「つながる地域 ひろがる安心 かなえる自分らしさ」の実現に向けて6つの目標を設定し、目標の達成に向けた施策を進めていきます。

目標	施策	特に取り組む内容
1 権利擁護の推進	意思決定支援を中心としたその人らしく生活できるための支援	将来に備えた意思決定支援の仕組みづくり／権利擁護に関する地域連携ネットワークの強化／改正成年後見制度の周知
	権利擁護支援センターの機能強化	権利擁護支援センターを中心とした連携強化／権利擁護の周知啓発
	権利侵害の未然防止と対応	虐待への適切な対応／虐待の早期発見・防止
2 包括的相談支援体制の構築	分野や属性を問わない生活の困りごとを抱えた人への支援	世帯全体への包括的な支援／養護者・介護者への支援
	多機関協働による包括的な支援	多機関連携の深化／制度間の連携／各分野の課題集約・整理・解決検討
		総合事業の推進／障がいの早期発見・対応
3 地域で暮らす環境づくり	早期発見と医療・訓練・支援等地域生活を支えるサービスの充実	障がい福祉・介護など各種サービスの提供
	安心して暮らせる住まいの確保・住環境づくり	多様な住まいの情報提供/住環境整備の支援・促進
	安心して暮らせる認知症支援と早期発見・対応	多職種による支援/認知症の早期発見・対応
4 福祉人材の育成と事業者支援	福祉人材の育成	支援者の人材育成／専門職への支援強化
	福祉関係法人・事業所の安定的な運営支援	業務効率化支援／人材確保の取組
5 誰もが支え合い安心して暮らせる地域づくり	地域人材の育成	ちょっとした支え合いの仕組みづくり／活動への支援
	支え合いネットワークの強化	協働ネットワークの強化
	市民や関連団体への活動支援	関係団体への支援／活動の立ち上げ支援
	災害への備えと防犯	地域防災／要配慮者支援／特殊詐欺等防止
	障がい者差別解消のための取組推進	誰もが共に暮らせるまち条例に関する取組の推進
	再犯防止に向けた取組充実	“社会を明るくする運動”の推進／関係団体との連携
	啓発活動の推進	情報発信の充実／福祉学習
	認知症理解の促進	認知症の理解を深める啓発
6 社会参加と活躍を支える環境づくり	誰もが安心して社会参加できる仕組みづくり	社会参加支援／外出促進に向けた施策／合理的配慮の提供支援の取組／意思疎通支援施策(手話施策等)
	居場所づくりと交流の推進	居場所づくり／生きがいづくり
	多様な働き方を支える就労支援	就労プログラムの検討／就労機会の確保
	一貫した教育支援体制の構築	療育・訓練／インクルーシブ教育・保育

第4章 施策の展開



目標1 権利擁護の推進

課題と方向性

ポイント

- 頼れる身寄りのない人への支援
- 新たな成年後見制度への対応と周知
- 複合的な課題や孤立を背景とした虐待

- ★意思決定支援を中心とした取組
- ★権利擁護支援センターを中心とした地域の支援体制の強化
- ★権利侵害の防止

1 福祉施策の動向と課題

権利擁護支援は、認知症高齢者や障がいのある人など、判断能力に不安がある人々の尊厳を守り、「本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る」ための共通基盤として重要性が増大しています。全国的にも親族や頼れる身寄りのない高齢者・障がいのある人の増加に伴い、本人の財産管理や身上保護を担う親族後見人の選任が困難となるケースが顕著で、市町村長による成年後見開始の申立て件数が全国的に増加傾向となっています。

これを受け、国は成年後見制度利用促進基本計画に基づき、後見制度利用者の意思決定支援を尊重し、地域社会での包摂を目指しており、本人が自己決定を実現できるよう支援することが求められています。また、成年後見制度については、必要性に応じた利用や終了の仕組みなど、本人の意思や状況により合った制度への見直しが進められており、制度利用の開始前・利用中・終了後を通じた支援のあり方が課題となっています。

さらに、世帯における課題の複雑化・複合化が進む中で、高齢者や障がいのある人等への虐待問題は依然として深刻です。8050問題、ヤングケアラー、ダブルケアといった世帯における複合的課題や孤立が背景にある場合も多く、分野の垣根を越えた多角的な予防と早期発見のためのアプローチが全国的な課題として認識されており、権利擁護支援センターを核として連携・協働を強化することが権利侵害の未然防止と早期対応に不可欠です。

2 取り組む方向性

権利擁護支援センターを中心に、重層的支援体制整備事業とも連携することで、障がい、高齢、こども、生活困窮といった分野を横断した権利擁護支援を展開します。本人の意思決定支援を重視する支援基盤を構築し、虐待や権利侵害の未然防止、早期発見、早期支援を推進することで、地域全体が権利擁護を「我が事」として取り組むべき共通のテーマであるという認識を醸成し、持続可能な権利擁護支援体制を目指します。

また、増加する成年後見制度のニーズに対し、制度の普及啓発及び市民後見人を含む多様な担い手の育成を強化することで、地域の権利擁護支援力を高め、支援ネットワークの構築に取り組めます。さらに、制度や相談窓口の認知が十分でない人にも情報が届くよう、分かりやすい周知と早期相談につながる仕組みづくりを進めます。

※ 現在、成年後見制度利用促進専門家会議にて、国の次期成年後見制度利用促進基本計画に盛り込むべき内容が議論されており、令和8年12月目途に取りまとめられる予定です。
その詳細が示されたのちに本計画に反映するため、今後変更が生じる見込みです。

取組

<骨子>

施策	特に取り組む内容	地域	障がい	高齢
1-1 意思決定支援を中心としたその人らしく生活できるための支援	■ 将来に備えた意思決定支援の仕組みづくり ■ 権利擁護に関する地域連携ネットワークの強化 ■ 改正成年後見制度の周知	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○
1-2 権利擁護支援センターの機能強化	■ 権利擁護支援センターを中心とした連携強化 ■ 権利擁護の周知啓発	○ ○	○ ○	○ ○
1-3 権利侵害の未然防止と対応	■ 虐待への対応と支援 ■ 虐待の早期発見・防止	○ ○	○ ○	○ ○

目標2 包括的相談支援体制の構築

課題と方向性

ポイント

- 世帯内での複合化・複雑化した課題
- 制度の狭間に起因する問題
- 重層的支援体制の進展

- ★本人と世帯全体を包括的に捉えた支援の推進
- ★多機関の連携強化と協働による包括的な支援の実現

1 福祉施策の動向と課題

要支援・要介護認定者の総数は年々増加しており、本市においても令和8年3月末時点で認定率（第1号被保険者）は22.4%に達しています。

また、障がいのある人の権利擁護と共生社会の実現は、国連の障害者権利条約の理念に基づき、喫緊の課題となっています。全国的に療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の所持者数が増加傾向にあり、本市でも同様の傾向が見られ、障がいの重度化・重複化など、支援ニーズの多様化が見られます。特に、保護者からは「親亡き後」の生活への強い不安が寄せられており、障がいのある人の将来の暮らしを見据えた相談支援体制の整備が重要課題となっています。また、障がいのある人に対する支援においては、ライフステージを通じた切れ目のない一貫した支援体制、特に教育（就学前・学校生活）から地域生活・就労への円滑な移行支援が求められています。

また、市民の困りごとの相談先は家族や親族、友人・知人など身近な人が中心となる一方で、どこに相談すればよいか分からない人もみられ、相談の入口を分かりやすくすることが課題となっています。加えて、生活困窮、ヤングケアラー、身寄りのない高齢者等への支援など、分野をまたいだ相談支援の必要性も高まっています。

本市においては、重層的支援体制整備事業を令和4年度から本格的に実施し、多機関の協働による包括的な相談支援を推進してきました。しかし、複雑化・複合化した課題がある世帯を支援するためには、特定の対象者だけではなく、世帯丸ごとに対し地域での生活を多機関で支援する体制をさらに深化させる必要があります。

2 取り組む方向性

重層的支援体制整備事業も活用しながら、世帯全体に対して関係機関が連携・協働し、家族などのアセスメントを踏まえた養護者・介護者への支援も含む包括的な支援を行います。

また、市内の各相談支援窓口（障がい、高齢、生活困窮など）の連携を円滑化・強化するため、トータルサポート機能を活用し、複合化した課題を抱える世帯を「断らない」支援へと確実につなげることを目指します。あわせて、高齢者生活支援センターや障がい者基幹相談支援センター、保健福祉センターをはじめとする既存の相談拠点の機能を生かしながら、本人や家族が早めに相談できる分かりやすい相談体制を整えます。

さらに、在宅医療・介護連携支援センターを拠点として、多職種・多機関連携のもと、切れ目のない在宅医療・介護連携の提供体制の構築を目指します。特に、障がい・高齢の境界領域の支援については、グランドルールに基づき、円滑なサービス移行支援を推進します。

取組

<骨子>

施策	特に取り組む内容	地域	障がい	高齢
2-1 分野や属性を問わない生活の 困りごとを抱えた人への支援	■世帯全体への包括的な支援 ■養護者・介護者への支援	○ ○	○ ○	○ ○
2-2 多機関協働による包括的な支 援	■多機関連携の深化 ■制度間の連携 ■各分野の課題集約・整理・解決検討	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○

目標3 地域で暮らす環境づくり

課題と方向性

ポイント

- 地域で暮らし続けるためには、早期での対応と在宅でのサービスが重要
- 住まいに関する問題が生じた場合への適切な対応
- 認知症施策の充実

- ★早期対応に向けた地域での取組と関係機関の連携促進
- ★住まいの確保への支援
- ★地域で安心して暮らせる認知症施策の推進

1 福祉施策の動向と課題

急速な少子高齢化と核家族化の進行に伴い、高齢者の単身世帯や高齢夫婦のみの世帯が増加しています。また、障がいのある人も含め、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる「地域包括ケアシステム」の深化や「地域共生社会」の実現が求められています。こうした中、住まいは生活の基盤であることから、国は「改正住宅セーフティネット法」に基づき、福祉施策と住宅施策の連携強化を進めています。

また、住環境といったハード面においては、自宅内の段差や浴室・トイレ等の設備が生活の障壁（バリア）となるケースが少なくありません。

一方、自宅での生活が困難になった場合の住み替え先については、公営住宅の老朽化対策やバリアフリー化を進める必要があります。同時に、民間賃貸住宅やサービス付き高齢者向け住宅、福祉施設など、多様な住まいの選択肢に関する情報が、それを必要とする高齢者や障がいのある人に十分に届いていないという「情報のミスマッチ」も課題となっています。

さらに、心身機能の低下や認知機能の低下、障がいや発達上の気づきなどについて、状態が重くなる前の段階から適切な支援につなげることが重要です。

令和6年には共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行され、認知症の人が尊厳を保持し、希望を持って暮らせる「共生社会」の実現が目指される中で、認知症や若年性認知症のある人と家族が地域で孤立しないよう、早期相談、地域理解、参加の場づくりを進めることも求められています。

2 取り組む方向性

高齢者や障がいのある人が、住み慣れた地域で安全に、かつ安心して暮らし続けることができるよう、ハード（住環境整備）・ソフト（緊急時対応・居住支援）の両面から包括的な環境づくりを推進します。

ひとり暮らし等の不安を解消するため、万が一の際に迅速な救助・支援が受けられる体制を維持するとともに、「救急医療情報キット」の普及啓発に努め、在宅生活における日々のセーフティネットを強化します。あわせて、医療・介護・福祉・生活支援を組み合わせ、本人の希望や暮らし方に応じて地域で暮らし続けられる体制を整えます。認知症施策については、本人の意思を尊重し、家族も含めて相談・支援につながる仕組みづくりを進めます。

また、自宅での自立した生活が継続できるよう、個々の身体状況に応じた住まいのバリアフリー化を支援します。公営住宅については、計画的な長寿命化の改修に合わせ、手すりの設置や段

差解消などのユニバーサルデザイン化を推進し、高齢者や障がいのある人が入居しやすい環境を整えます。

取組

<骨子>

施策	特に取り組む内容	地域	障がい	高齢
3-1 早期発見と医療・訓練・支援等	■総合事業の推進 ■障がいの早期発見・対応	○	○	○
3-2 地域生活を支えるサービスの提供	■障がい福祉・介護など各種サービスの提供		○	○
3-3 安心して暮らせる住まいの確保・住環境づくり	■多様な住まいの情報提供 ■住環境整備の支援・促進	○	○	○
3-4 安心して暮らせる認知症支援と早期発見・対応	■多職種による支援 ■認知症の早期発見・対応	○	○	○

目標4 福祉人材の育成と事業者支援

課題と方向性

ポイント

■福祉人材の不足と高い離職率
■複雑化・複合化する課題への対応
■業務の更なる効率化の要請

★福祉人材の育成と支援
★関係法人・事業所への人材確保・業務効率化等の支援

1 福祉施策の動向と課題

障がい者支援及び高齢者介護分野においては、慢性的な人材不足と高い離職率が喫緊の課題として認識されています。厚生労働省の推計によると、2040年には介護人材が約57万人不足すると予測されており、サービス提供体制の維持に対する深刻な懸念が広がっています。この人材不足の背景には、介護職に対する社会的な評価の低さ、他の産業と比較した労働環境の厳しさ、処遇改善の遅れが存在すると言われています。本市の介護人材実態調査でも、介護職員の不足感や、サービス提供を断らざるを得ない状況がみられ、事業所単独の努力だけでは対応が難しい課題となっています。

人材確保への対応策として、労働力の需要と供給のアンバランスさを解消することに加え、既存の職員の離職防止と業務の効率化が重要となります。特に、ICTや介護ロボットの導入による業務効率の向上は、専門職が本来の対人支援に集中できる時間を創出し、結果的にサービスの質向上と人材の定着に寄与する不可欠な要素となっています。また、介護職員や相談支援専門員、ケアマネジャー等が、法定業務以外の調整や生活課題への対応を担わざるを得ない場面も増えており、支援者を支える仕組みも必要です。

さらに、地域共生社会の実現には、分野や制度の「縦割り」を超えた包括的支援を前提としていますが、この支援体制を実効性のあるものとするためには、多分野横断的な知識とスキル（コミュニティソーシャルワーカー、多職種連携コーディネーターなど）を持つ専門職の育成が不可欠です。

障がい福祉分野においては、障がいのある人本人やその家族の高齢化、障がいの重度化・重複化が進んでおり、「親亡き後」の生活や住まいへの強い不安に対応するため、意思決定支援、成年後見制度に関する専門知識を持った相談支援専門員の質の向上が急務です。

高齢者支援では、高齢者生活支援センター（地域包括支援センター）が中核を担っていますが、高齢者人口の増加とそれに伴う相談・業務量の増加が今後も見込まれ、業務負担の軽減と適正な人員配置の確保が、包括的な相談支援体制を維持するためには重要であり、専門職が高度なコーディネート業務に注力できるよう、業務内容の精査と効率化を推進する必要があります。

2 取り組む方向性

地域共生社会の実現に向け、専門職に対して、重層的支援などに関する研修を通じ、支援の難しさが増している複雑な課題に対しても、切れ目のない、本人中心の支援を提供できる体制を構築します。また、慢性的な人材不足という「量」の課題に対しては、ICT導入支援による業務のスマート化を推進し、専門職が本来の対人支援に時間を割けるよう環境を整備します。

あわせて、人材の確保・育成だけでなく、離職防止、処遇改善、職場内のコミュニケーションの向上、カスタマーハラスメント対策など、支援者が安心して働き続けられる環境づくりを進めます。さらに、法人・事業所への運営支援や業務改善支援を通じて、福祉サービスの質と提供体制の維持・向上を図ります。

取組

<骨子>

施策	特に取り組む内容	地域	障がい	高齢
4-1 福祉人材の育成	■支援者の人材育成	○	○	○
	■専門職への支援強化	○	○	○
4-2 福祉関係法人・事業所の安定的な運営支援	■業務効率化支援		○	○
	■人材確保の取組		○	○

目標5 誰もが支え合い安心して暮らせる地域づくり

課題と方向性

ポイント

- 地域のつながりの希薄化
- 活動者の担い手不足・固定化
- 災害時の避難行動要支援者への支援
- 地域に残る偏見や差別への啓発

- ★地域の人材や関連団体の支援・育成
- ★地域のネットワーク強化
- ★災害時への備えの充実
- ★啓発の取組と情報発信の推進

1 福祉施策の動向と課題

少子高齢化の進行、世帯規模の縮小、単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより、市民の暮らしを取り巻く課題は複雑化・複合化しています。地域における生活課題は、制度や分野ごとに分けて対応するだけでは十分に解決できない場合があります。こうした状況の中で、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、公的な福祉サービスに加え、日常的な交流や地域活動など、地域における支え合いの基盤を充実させることが重要です。

地域では、多様な主体がそれぞれの立場から地域福祉を支えています。一方で、地域活動者の不足や固定化、活動への参加のきっかけづくりなどが課題となっています。特に、支援を必要としていても自ら相談につながりにくい人や世帯を早期に把握し、適切な相談支援につなげるためには、地域の「気づき」を受け止める仕組みと、専門職や関係機関との連携が必要です。

また、災害時には、高齢者や障がいのある人など、支援を必要とする人への対応が重要であるため、平時からの見守りや地域のつながりを災害時への支援につなげていくことが求められます。さらに、特殊詐欺や悪質商法などの犯罪被害、消費生活トラブルを防ぐためには、地域の見守り、防犯活動、相談機関との連携を一体的に進める必要があります。

加えて、障がいのある人や認知症の人への理解不足、犯罪や非行から立ち直ろうとする人への偏見などは、地域での孤立や社会参加の妨げとなることがあります。理解を広げる啓発活動や、学校園・地域と連携した福祉学習、世代や属性に応じた分かりやすい情報発信を進め、誰もが地域の一員として尊重される環境づくりが必要です。

2 取り組む方向性

地域活動者や関係機関、企業等と連携し、地域での見守りや支え合いの仕組みづくりを進めます。あわせて、地域活動に取り組む人材の育成や活動団体への支援、地域の多様な主体がつながるネットワークづくりに取り組みます。

また、平時からの見守りを災害時の要配慮者支援につなげる取組や、防犯・消費生活トラブルの被害防止、障がい理解や再犯防止に関する啓発、学校園や地域と連携した福祉学習、分かりやすい情報発信を進めます。これらの取組を通じて、誰もが地域の一員として尊重され、支え合いながら安心して暮らせる地域づくりを推進します。

取組

<骨子>

施策	特に取り組む内容	地域	障がい	高齢
5-1 地域人材の育成	■ ちょっとした支え合いの仕組みづくり ■ 活動への支援	○ ○	○ ○	○ ○
5-2 支え合いネットワークの強化	■ 協働ネットワークの強化	○	○	○
5-3 市民や関連団体への活動支援	■ 関係団体への支援/活動の立ち上げ支援	○	○	○
5-4 災害への備えと防犯	■ 地域防災 ■ 要配慮者支援 ■ 特殊詐欺等防止	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○
5-5 障がい者差別解消のための取組推進	■ 誰もが共に暮らせるまち条例に関する取組の推進		○	
5-6 再犯防止に向けた取組充実	■ “社会を明るくする運動”の推進 ■ 関係団体との連携	○ ○		
5-7 啓発活動の推進	■ 情報発信の充実 ■ 福祉学習	○ ○	○ ○	○ ○
5-8 認知症理解の促進	■ 認知症の理解を深める啓発	○		○

目標6 社会参加と活躍を支える環境づくり

課題と方向性

ポイント

- 孤独・孤立が社会課題化
- 社会との関わりとしての居場所や就労の重要性の増大
- 参加を阻害しない環境づくり

- ★ 社会とつながる仕組みづくり
- ★ 居場所づくりや就労支援の推進
- ★ 障がいの有無に関わらない社会参加につながる環境整備

1 福祉施策の動向と課題

地域共生社会の実現には、社会において役割を持つことで孤立を防ぎ、社会との接点を維持・創出することが必要であり、制度的な支援を必要としない段階の人も含め、世代や属性に関わらず市民が「いつでも」「気軽に」立ち寄れる居場所の多様化と拠点化が全国的に求められています。

また、障がいのある人にとっては、地域生活支援拠点等の機能の充実が不可欠で、「親亡き後」の生活や住まいへの不安に応えるセーフティネットの強化にもつながるものです。さらに、障がいのある人の希望、就労能力や適性等に合った就労の選択を支援する就労選択支援の開始や障がい者法定雇用率の引き上げなどを踏まえ、本人の希望や状況に応じた多様な働き方を支えることが求められています。

高齢者においては、知識や経験を活かし、就労や生涯学習、スポーツを通じて生きがいを持つことが、介護予防や健康寿命の延伸に直結しますが、活動機会や移動手段が不足すると社会参加を阻害する大きな社会的障壁となりかねず、地域公共交通や民間サービスとの連携による移動手段の確保も求められています。

障がいのある人やこども、高齢者などが参加しやすいよう、合理的配慮、情報保障、手話施策、ユニバーサルデザインやバリアフリーの視点を地域活動や民間事業者にも広げることが課題です。

2 取り組む方向性

既存の居場所の支援や周知に加え、多世代交流や分野横断的な利用を促す「共生型」の居場所への転換を支援します。また、認知症カフェ、趣味活動、学びの場、地域活動など、身近な場所で無理なく参加できる機会を設け、参加の裾野を広げます。

社会参加の仕組みづくりにおいては、生活困窮者、ひきこもり等の孤立リスクの高い人々への就労・参加支援に加え、障がいの有無や年齢に関わらず活躍できる機会の充実と移動手段の持続的な確保に向けて、取組を進めます。あわせて、一般就労、福祉的就労、就労準備、就労体験など、本人の状況や希望に応じた多様な参加・就労の形を支えるとともに、企業や地域団体に対する理解促進と合理的配慮の提供支援の取組を進めます。

取組

<骨子>

施策	特に取り組む内容	地域	障がい	高齢
6-1 誰もが安心して社会参加できる仕組みづくり	■社会参加支援 ■外出促進に向けた施策 ■合理的配慮の提供支援の取組 ■意思疎通支援施策(手話施策等)	○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○
6-2 居場所づくりと交流の推進	■居場所づくり ■生きがいづくり	○	○ ○	○ ○
6-3 多様な働き方を支える就労支援	■就労プログラムの検討 ■就労機会の確保	○	○ ○	○ ○
6-4 一貫した教育支援体制の構築	■療育・訓練 ■インクルーシブ教育・保育		○ ○	

コア・プロジェクト

① コア・プロジェクトの位置づけ

複雑化・複合化した課題に対応するためには、地域福祉、障がい福祉、高齢福祉の各分野がそれぞれの制度やサービスを充実させるだけでなく、分野を横断して共通する課題を共有し、地域団体、福祉事業者、社会福祉協議会、関係機関、行政等が連携して取り組むことが重要です。

そのため、本計画では、6つの目標に基づく施策の着実な推進に加え、重点的かつ集中的に取り組む「コア（中核）」となるプロジェクトを設定し、分野横断的な取組を具体化していきます。

コア・プロジェクトは、関係機関や庁内関係課がチームを形成し、共通の方向性を持って取り組むための「中心的な取組」として位置づけるものです。そして計画期間中において、コア・プロジェクトの実践を通じて得られた成果や課題を、他の施策にも波及させることで、計画全体の実効性を高めます。

② コア・プロジェクトを通じて目指す効果

コア・プロジェクトは、それぞれ独立した取組ではなく、相互に関連し合うものです。本計画では以下の効果を目指してプロジェクトを進めます

- ・ 本人の意思や希望を尊重した支援が広がること
- ・ 支援が必要な人や世帯が、早期に相談や制度につながる
- ・ 関係機関や庁内関係課の連携が進み、制度の狭間などに関わらず支援に取り組めること
- ・ 地域活動や福祉事業者、専門職の取組が相互につながり、計画全体の実効性が高まること
- ・ 地域の中で孤立する人を減らし、参加や交流の機会が広がること

本計画では、上記を達成するため、「権利擁護」、「世帯丸ごと支援」、「社会参加・地域づくり」の領域でコア・プロジェクトを設定します。そしてこの3つのプロジェクトの推進を通じて、地域福祉、障がい福祉、高齢福祉をはじめとした分野が連携・協働し、他の施策とも連動させながら、基本理念である「つながる地域 ひろがる安心 かなえる自分らしさ」の実現をめざします。

③ コア・プロジェクトの選定理由

1 権利擁護

権利擁護は、認知症の人、障がいのある人、判断や手続きに支援が必要な人、身寄りがない人などが、地域で安心して暮らし続けるための基盤となる取組です。本人の意思や希望が尊重され、必要な支援につながり、自分らしい暮らしを続けられることは、すべての福祉施策に共通する重要な視点です。

本計画の策定にあたって実施した各種調査等では、成年後見制度、権利擁護支援センター、障がい者虐待防止センター、認知症に関する相談窓口などについて、十分に知られていない状況がみられます。また、障がいのある人や高齢者の中には、家族以外に頼れる人が少ない人や、将来の生活に不安を抱える人もいます。さらに、複合的な課題や孤立を背景として、虐待や権利侵害につながるおそれのある事例も想定されます。

こうした状況を踏まえると、権利擁護は障がい福祉や高齢福祉の一部にとどまるものではなく、福祉全体で取り組むべき共通課題です。本人の意思決定を支えること、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業などの制度を必要な人につなげること、虐待や権利侵害を未然に防ぐこと、そして支援を必要とする人を地域全体で見守り支えることが求められます。

そのため、コア・プロジェクトの一つとして権利擁護を位置づけ、権利擁護支援センターを中心とした関係機関の連携、本人の意思決定支援、制度の周知、虐待防止、頼れる身寄りのない人への支援などを一体的に進めていきます。これにより、計画全体において「本人の尊厳と意思を尊重する支援」の考え方を共有し、すべての施策の基盤として権利擁護の視点を浸透させます。

2 世帯丸ごと支援

世帯丸ごと支援は、複合化・複雑化した課題を抱える人や世帯に対し、本人だけでなく家族や世帯全体の状況を受け止め、必要な支援につなげる取組です。近年、8050 問題、ヤングケアラー、ダブルケア、生活困窮、ひきこもり、介護者の孤立、親亡き後の不安など、既存の制度や分野だけでは対応しきれない課題が増えています。

こうした課題は、一つの相談窓口や一つの制度だけで解決することが難しく、高齢、障がい、こども、生活困窮、健康、住まい、就労など、複数の分野が連携して対応する必要があります。また、困りごとを抱える人ほど自ら相談につながりにくく、支援が必要な状態が見えにくい場合もあります。そのため、早期に気づき、相談を受け止め、関係機関が協働して支援する体制が重要です。

本市では、重層的支援体制整備事業を通じて、分野や属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を進めてきました。今後は、こうした取組をさらに発展させ、各相談支援機関が単独で課題を抱え込むのではなく、必要に応じて多機関が連携し、世帯全体を見据えた支援につなげることが求められます。

そのため、世帯丸ごと支援をコア・プロジェクトに位置づけます。この取組では、高齢者生活支援センター、障がい者基幹相談支援センター、生活困窮者自立相談支援機関、こども・子育て関係機関、医療機関、福祉事業者、社会福祉協議会、行政関係課などが連携し、複合的な課題を抱える世帯を早期に把握し、適切な支援につなげる仕組みづくりを進めます。

また、家族介護者や養護者への支援、親亡き後を見据えた支援、頼れる身寄りのない人への支援、住まいや就労、社会参加への支援など、複数の目標にまたがる課題についても、世帯全体を見据えながら対応します。これにより、相談者が制度の狭間に置かれることを防ぎ、「どこに相談しても必要な支援につながる」体制づくりを進めます。

3 社会参加・地域づくり

社会参加・地域づくりは、孤独・孤立を防ぎ、誰もが地域の中で役割やつながりを持ちながら暮らしていくために重要な取組です。年齢や障がいの有無、生活状況にかかわらず、人とつながり、地域に参加し、自分に合った役割を持つことは、本人の生きがいや安心感につながるだけでなく、地域全体の支え合いの力を高めることにもつながります。

本計画の策定過程におけるアンケート調査結果や市民会議等では、地域活動に参加するきっかけが少ないこと、多世代が自然に交流できる場が限られていること、地域活動者の固定化や

高齢化が課題として挙げられています。また、高齢者では年齢が上がるにつれて外出や地域活動への参加が難しくなる傾向があり、障がいのある人についても、外出時の不安や地域とのつながりの少なさが課題となっています。

一方で、地域には、民生委員・児童委員、福祉推進委員、地区福祉委員会、自治会、ボランティア、福祉事業者、企業、社会福祉協議会など、多様な主体が存在しています。これらの主体がそれぞれの強みを生かしながらかつながら、地域の中に多様な居場所や参加の機会を生み出し、支援を必要とする人の早期発見や見守りにもつなげることができます。

そのため、社会参加・地域づくりをコア・プロジェクトに位置づけます。この取組では、居場所づくり、交流機会の充実、地域活動への参加支援、ボランティアや地域人材の育成、企業・団体との連携、分かりやすい情報発信などを横断的に進めます。単に「支援を受ける人」と「支援する人」に分けるのではなく、誰もが地域の一員として役割を持ち、支え合いに参加できる環境づくりを進めることを重視します。

これにより、本計画の基本理念である「つながる地域」を具体化し、孤独・孤立を防ぐとともに、地域で安心して暮らし続けられる基盤を広げていきます。

<骨子>

コア・プロジェクト	目的	方向性
権利擁護支援プロジェクト	本人の意思が尊重され、権利侵害を未然に防ぐ	・身近な権利擁護の周知 ・意思決定支援とエンパワメントの視点の周知
世帯丸ごと支援プロジェクト	世帯の課題を早期に把握し、関係機関が連携して支援する	・相談につながりやすい環境づくり ・支援が必要な世帯を早期に発見する仕組みづくり ・複合的な課題に対応する包括的な支援体制の充実 ・持続可能な相談支援体制の充実
社会参加・地域づくり支援プロジェクト	孤独・孤立を防ぎ、誰もが地域とつながる機会を広げる	・誰もが気軽に立ち寄れる居場所 ・魅力と活動が見える情報発信の展開 ・多様な主体を巻き込む横断的な連携・協働の推進

認知症施策推進基本計画

① 基本的な方向性

(別途記載予定)

② 基本施策

1 新しい認知症観の理解の推進

(別途記載予定)

2 認知症当事者の権利擁護

(別途記載予定)

3 認知症の人等の参画・対話

(別途記載予定)

4 多様な主体との連携

(別途記載予定)

5 相談体制の整備等

(別途記載予定)

第5章 別冊

(記載予定内容)

・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の記載予定事項

分類	項目
1 計画の位置づけ	
2 計画の期間	
3 障がい福祉サービスの現状	1 障がい福祉サービス 2 障がい児支援 3 地域生活支援事業 必須事業 任意事業
4 障がい福祉サービス等の数値目標及び見込み量	1 障がい福祉サービス 2 障がい児支援 3 地域生活支援事業 必須事業 任意事業

・介護保険事業計画の記載予定事項

分類	項目
1 計画の位置づけ	
2 計画の期間	
3 被保険者・認定者数等の現状と将来推計	1 高齢者人口・被保険者数の現状と将来推計 2 要支援・要介護認定者数の現状と将来推計 3 介護サービス利用の現状 4 各種調査結果等における介護ニーズ等の把握
4 介護保険サービスと基盤整備	1 総合的な介護予防の推進 2 介護給付及び要介護認定の適正化の推進(芦屋市給付適正化計画) 3 介護人材の確保・資質向上及び業務効率化 4 介護サービス事業者の質の向上と指導監査体制の充実 5 低所得者への配慮 6 介護保険サービスによる居宅サービス、施設サービス及び地域密着型サービスの充実
5 介護保険サービス事業費の見込	1 介護保険サービス給付費総額の推計 2 第1号被保険者の保険料の推計

資料編

(記載予定内容)

- ・社会福祉審議会・社会福祉審議会地域福祉部会・障がい者(児)福祉計画策定委員会・すこやか長寿プラン 21
策定委員会の設置要綱・委員名簿
- ・計画策定の経過
- ・用語説明